

## 公立大学法人青森公立大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成27年3月30日制定

この行動規範は、青森公立大学における公的研究費を運営・管理する上での本学の構成員としての取り組みの指針を明らかにするものである。

第1 構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。

第2 構成員は、公的研究費が国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用など不正な使用は行わない。

第3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。

第4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

第5 構成員は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公立大学法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程及び公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針をふまえて行動する。